


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例				
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨						
平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例措置						
・100分の12を超えない範囲内で人事院規則で定める割合の範囲内で規則で定める割合は、100分の10とする。						
2) 影響及び効果						
・平成26年度の割合と変更なし。						
3) 施行日等						
平成27年4月1日から施行する。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
平成26年 8月 7日 人事院勧告						
平成26年10月 9日 東京都人事委員会の勧告						
平成27年 2月12日 職員組合から同意書を受理						
平成27年 2月24日 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第5号）可決						
文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。